

第609回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和6年9月27日（金）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎1階会議室C

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 茨城県内水面漁業調整規則の改正について（協議）

第3号議案 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について（協議）

6 報告事項

（1）採捕の許可の更新について（ぼらまき網他）

（2）久慈川アユ釣り教室の取り組みについて

7 その他

8 閉 会

漁諮問第 10 号

茨城県内水面漁場管理委員会

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号）第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により意見を求める。

令和 6 年 9 月 13 日

茨城県知事 大井川 和彦



1-1 漁業
(別記)

令和7年漁期におけるうなぎ稚魚漁業の許可を行おうとするため、規則第11条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第4条に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 うなぎ稚魚漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	許可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	1者	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日から翌年4月30日まで	茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	1者	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域		茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)	1者			

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月16日から令和6年11月15日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 うなぎ稚魚漁業

- 1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第4条に規定するうなぎ稚魚漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業の定義)

第2 当該漁業は、河川放流用種苗又は養殖用種苗の供給のため、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業をいう。

(使用漁具)

第3 操業に使用する漁具は、ふくろ網のうち掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網及びひき網とする。

(許可等についての適格性)

第4 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第5 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	利根川のうち 茨内共第1号 共同漁業権の 漁場区域	12月1日から 翌年4月30日 まで	茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	利根川及び常 陸利根川のう ち茨内共第2 号共同漁業権 の漁場区域		茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)			

(許可の基準)

第6 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(従事者等)

第7 許可を受けた者が、操業に従事する者（以下「従事者」という。）を選定する場合は、許可受有者である組合の所属組合員であつて、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、従事者は、操業を補助する者（以下、「補助者」という。）をおくことができる。

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた者は、従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の従事者証を交付しなければならない。
- (2) 従事者は、操業を行うときは前号の従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 従事者は、操業を行うときは別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 許可を受けた者は、知事が漁獲の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この許可により漁獲したうなぎの稚魚については、輸出貿易管理令に基づく場合を

除き、国外への輸出を禁じる。

(9) 国内全ての養殖場におけるにはんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりうなぎの稚魚の採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。

(10) 操業に使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、下表のとおりとする。

漁具の種類	統 数
掛ぶくろ網	47
火光利用すくい網	50
ひき網	20

(11) 掛ぶくろ網 1 張りの規模は、袖網の片袖が仕立上がり全長 18 メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長 9.5 メートル以内とし、5 張りをもって 1 ヲ統とする。

(12) ひき網 1 ヲ統の規模は、仕立上がり全長 10 メートル以内とし、網口枠は縦 1.5 メートル、横 4.5 メートル以内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第 9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 20 条の規定により、漁業時期の終了後 30 日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

第 10 規則第 8 条第 2 項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) うなぎ稚魚漁業許可申請にかかる操業等実績証明書
- (3) 漁場の区域図
- (4) 漁獲した種苗の供給計画書
- (5) 誓約書（別記様式第 3 号）
- (6) 定款及び登記事項証明書
- (7) うなぎ資源保護対策計画書

付則

- 1 この方針は、令和 5 年 10 月 4 日から施行する。

様式第1号

〇〇 年度うなぎ稚魚漁業従事者証

1 従事番号 第 号

2 使用漁具及び統数

3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 従事者及び補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
従事者				
補助者				

5 操業区域

6 従事期間

7 条件

- (1) 従事者は、操業を行うときは本従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 従事者は、操業を行うときは所定のゼッケンを着用しなければならない。
- (3) 船舶の航行を妨害してはならない。
- (4) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

発行者

(住所)

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇 印

様式第 2 号

30cm	
○	(反射テープ) ○
茨 鰻 第 ○ ○ 号 茨 城 県	
○ (反射テープ) ○	

30
cm

注) 1 地色は黄色
 文字は黒色

様式第3号

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公団（現 水資源機構）が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約致します。

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 印

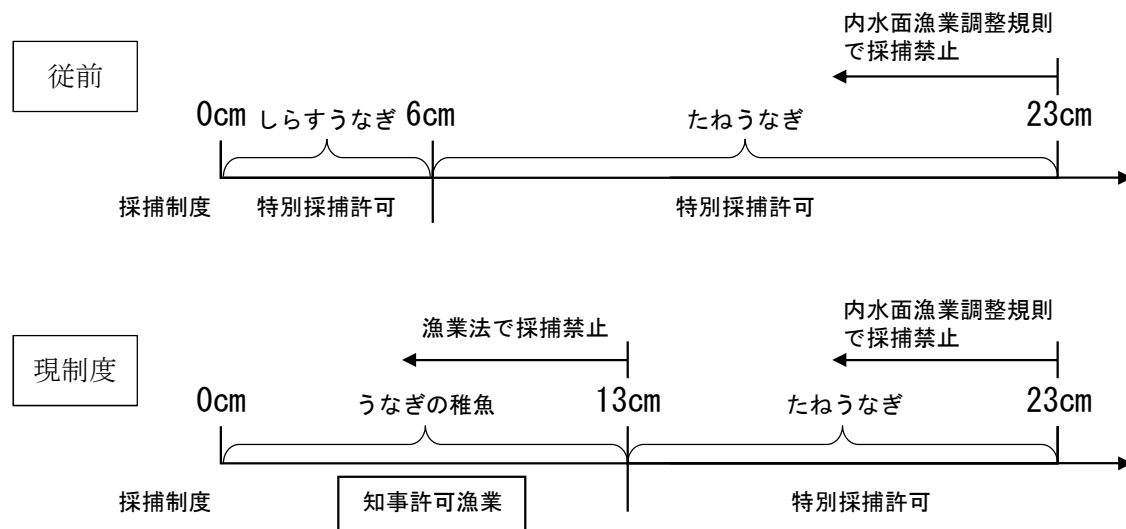
茨城県知事 大井川 和彦 殿

資料 No. 1 - 3

うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和 6 年 9 月 27 日
茨城県農林水産部漁政課

1 うなぎの稚魚の区分と採捕するための制度の移行について



2 制限措置と取扱方針

うなぎ稚魚漁業の許可を行おうとするにあたり、県は茨城県内水面漁業調整規則（以下「規則」という）第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、「制限措置」（漁業種類、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格）、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」並びに「許可の基準」を以下のとおり制定する。

また、許可又は起業の認可に関する取扱いは、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針に規定する（別添「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」参照）。

①旧制度（特別採捕許可）と現制度（知事許可漁業）の比較

項 目	旧制度	現制度
採捕の根拠	特別採捕許可	知事許可漁業
許可の有効期間	12 月 1 日～翌年 4 月 30 日	1 年間
漁業種類		うなぎ稚魚漁業 ・掛ぶくろ網 ・火光利用すくい網 ・ひき網
許可をすべき漁業者の数	(2 者)	各 1 者

制限措置

項 目	旧制度	現制度	
操業区域	はさき漁協 利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域 常陸川漁協 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域	掛ぶくろ網： 利根川のうち茨内共第1号共同漁業権漁場の漁場区域 火光利用すくい網及びひき網： 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域	制限措置
採捕期間／ 漁業時期	12月1日～翌年4月30日	共通： 12月1日～翌年4月30日	
許可の対象者／ 漁業を営む者の 資格	はさき漁協	掛ぶくろ網： 茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合（はさき漁協）	
許可の対象者／ 漁業を営む者の 資格	常陸川漁協	火光利用すくい網及びひき網： 茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合（常陸川漁協）	
漁具の種類及び 統数	はさき漁協 掛ぶくろ網 50ヶ統 常陸川漁協 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統	掛ぶくろ網 47ヶ統 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統	取扱方針
採捕するうなぎ 稚魚の上限数量	はさき漁協 6,000kg 以内 常陸川漁協 200kg 以内	なし（※全国の池入れ量に応じた国の停止要請を受け、県による採捕停止措置あり）	大きな変更点
（参考）罰則	特採許可条件又は内容の違反 （特採により制限を解除せずに採捕を行った場合に相当） 6月/10万円	特定水産動植物の無許可採捕 3年/3,000万円 制限措置違反 3年/300万円	

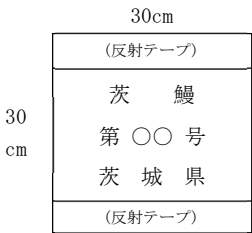
②許可の条件

県がこれまで特別採捕許可の許可基準として運用してきた「うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針」及び「しらすうなぎの特別採捕許可要領」に規定されている内容を、知事許可漁

業の言い回しに修正のうえ、「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」に規定。

(備考)

- ・ 作業時の規定のゼッケン（右図）の着用は引き続き義務とする。
- ・ たねうなぎ（13cm を超えるもの）の採捕は引き続き特別採捕許可により対応する。



※地色は黄色文字は黒色
ゼッケン様式

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月16日から令和6年11月15日まで（1ヵ月以上：規則第11条第2項）

4 許可の有効期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで（1年：規則第14条第1項）

5 許可の基準について

規則第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可（起業の認可）を有する者
(2) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
(6) 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

(参考) 漁業協同組合の自営事業について

はさき漁業協同組合、常陸川漁業協同組合のいずれも、漁協の自営事業として「うなぎ稚魚漁業の経営」を追加する定款変更を実施済み。

スケジュール

時 期	内 容
令和6年9月27日	漁場管理委員会（制限措置等の諮問）
10月上旬～中旬	制限措置等の公示（県報掲載）、申請受付開始
11月中旬	申請締め切り
11月下旬	審査・許可証発行
12月1日	うなぎ稚魚漁業開始

6水管第1776号

令和6年9月10日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

令和7年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、昨年12月1日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和2年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が昨年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されたことなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和7年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和7年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

(1) 流通の適正化について

令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）が成立し、令和4年12月1日に施行された。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として令和4年4月26日に「うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定されており、令和7年12月1日から適用されることとなっている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されてきた。このため、漁業の許可（以下「知事許可」という。）への移行に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用も見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘してきており、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われているが、令和6年漁期のシラスウナギ採捕報告においても、池入量報告との間に引き続き2.0トンの乖離が見られている。

(2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

令和7年漁期（令和6年11月1日～令和7年10月31日）の知事許可の運用においては、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意しつつ、以下の項目について昨年漁期の運用の再点検を行い、制度の適正化や透明化が不十分な場合には改善を検討されたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和3年10月8日付け3水管第1707号

水産庁長官通知）（別紙3（参考））も参考とすること。

- ① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、採捕者に対し定期的な報告が義務付けられているか。
- ② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。
- ③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。
- ④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触していないか。
- ⑤ 採捕数量の上限を設定している場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

（3）その他の留意事項について

（2）に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和6年12月1日から令和7年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川溯上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の

制限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和7年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・ 許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・ 許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・ 現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・ 採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・ 採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の
履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とは言えない。

平成 30 年 7 月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第 168 条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

茨城県内水面漁業調整規則の一部改正の概要

1 改正の内容及び理由

(1) 保護水面の区域表記の改正（緯度経度表記の追加）（第31条の改正）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、緯度経度の情報を容易に得られるようになった。この状況を踏まえ、規則第31条に定める保護水面の区域を明確にし、より適切な取締を行うことができるようにするため、基点の緯度経度を測量又は計算によって明らかにし、表記について必要な改正を行う。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第48条第1項の改正）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであるが、拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

(3) 文言の適正化（第48条第1項及び第49条の改正）

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

2 施行日

公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

茨城県内水面漁業調整規則の一部改正 新旧対照表

改正案			現行			改正内容
(保護水面における採捕の禁止) 第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。			(保護水面における採捕の禁止) 第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。			緯度経度 表記の追加
河川名	区域	期間	河川名	区域	期間	
久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱（北緯36度35.324分 東経140度24.803分の点） 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱（北緯36度35.270分 東経140度24.935分の点） 基点3 常陸大宮市岩崎字東坏川原1646番に設置した標柱（北緯36度36.113分 東経140度25.272分の点） 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱（北緯36度36.150分 東経140度25.377分の点）	9月20日から11月30日まで	久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱 基点3 常陸大宮市岩崎字東坏川原1646番に設置した標柱 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱	9月20日から11月30日まで	
鬼怒川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端（北	9月20日から11月30日まで	鬼怒川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部下流端	9月20日から11月30日まで	

改正案		現行	改正内容
	緯36度14.370分 東経139度53.948分の点) 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端（北緯36度14.547分 東経139度54.299分の点） 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部上流端（北緯36度16.711分 東経139度54.301分の点） 基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部上流端（北緯36度16.607分 東経139度54.465分の点）	基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部上流端	
第48条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反した<u>とき</u>。 (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した<u>とき</u>。 (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき</u>。 2 （略） 第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。		第48条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反した<u>者</u> (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 （略） 第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反した<u>者は</u>、科料に処する。	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正、文言の適正化 文言の適正化

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

規則一部改正の主なスケジュール

年度	月	事項	内容
R6	9月	改正案説明	漁場管理委員会へ規則改正案の事前説明
	11月	委員会諮問・答申	知事から漁場管理委員会あての諮問・答申
	12月	認可申請	知事から農林水産大臣あての認可申請
	1月	認可	農林水産大臣からの認可
	3月	公示	県報登載
R7	～6月	施行	公布の日から施行。 ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行。

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案

に対する意見について

令和6年9月27日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 令和7年度中央提案スケジュール

日付	会議等	内 容
R6.8.23	第1回漁場管理対策検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、中央提案素案を作成。
R6.9.5	全内漁管連事務局（※1）	中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討及びアンケート調査の実施依頼。
R6.9.13	東日本ブロック協議会事務局（※2）	中央提案素案に係る検討及びアンケート調査等の依頼。
<u>R6.9</u>	<u>各都道府県の委員会</u>	<u>中央提案素案に対する意見の審議。</u>
R6.10～11	各ブロック協議会（東日本・中日本・西日本）	各都道府県委員会からの意見を、各ブロックで再検討のうえ、ブロックとしての集約意見を決定。（東日本ブロック協議会は、10/31・11/1に開催予定。）
R7.3	第2回漁場管理対策検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書（案）を作成・審議し、通常総会へ議案として提出。
R7.5	令和7年度通常総会	議案として上程された提案書（案）を審議し、議決。
R7.6～7	令和7年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施。

※1 令和7年度提案項目における重点課題について

全内漁管連事務局より、「令和7年度提案では、特に優先的に解決を望む課題を重点課題としてより強く要望することを考慮しており、重点課題にすべき内容についても、協議願います。」と要請がありました。

※2 令和7年度中央提案素案に係る検討及びアンケート調査等について

東日本ブロック協議会担当の山形県内水面魚場管理委員会より、「令和7年度提案項目素案に係る追加提案項目・意見及び東日本ブロック協議会内における照会・協議事項等がありましたら、併せて提出願います。」と要請がありました。

2 令和7年度提案書素案（資料 No 3－2）

I 外来魚対策について（3項目）	… 重点課題は1つ
II 鳥類による食害対策について（3項目）	… 重点課題は1つ
III 魚病対策について（3項目）	… 重点課題は2つ
IV 河川湖沼環境について（8項目）	… 重点課題は4つ
V 放射性物質による汚染対策について（3項目）	… 重点課題は1つ
VI ウナギの資源回復について（4項目）	… 重点課題は2つ
VII 内水面漁場管理委員会制度について（2項目）	… 重点課題は1つ

3 本日の審議内容

- ・ 令和7年度中央提案素案に対する意見
- ・ 令和7年度中央提案で重点課題にすべき内容
- ・ 令和7年度中央提案の追加提案項目

令和7年度提案項目素案

提案書(前書き)

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。 当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。	内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、<u>当</u>全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織で<u>あります</u>。 当連合会<u>において</u>は、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題について<u>の</u>解決方策を検討<u>しているところであり</u>、その実現に向け令和<u>7</u>年<u>●</u>月<u>●</u>日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

I 外来魚対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にもも拡大して対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、魚類の特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」によりは、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生しておりいます。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
1	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算の確保拡充を図ること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
	【国交省】 その生息状況については、私ども河川水辺の国勢調査においてその状況の把握に努めているところ。そして我々河川管理者としては、特に地元の市町村、あるいはその都道府県の関係部局等とも連携して、特定外来生物への対応に努めているところ。今後とも引き続きそのような連携をしながら対策に努めてまいりたいと考えています。 【環境省】 効果的な駆除技術等については、環境省では多様な主体により、オオクチバス等の効果的な防除が実施されるように、「オオクチバス等の防除の手引き」を平成21年に作成しておりまして、これを平成26年改訂したところ。現在も改訂を進めていますが、これを引き続き普及に努めてまいります。外来魚による被害状況については、環境省では主に生態系に係る把握に努めており、令和5年度には、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルという特定外来生物3種に関する生態系に係る被害の状況について、都道府県等からも情報収集を行いました。漁業に係る被害については、水産庁の方で把握されていると理解しております。 予算の確保についてですが、環境省では、特定外来生物について生態系等の被害の防止を目的として、地方公共団体、都道府県や市町村が実施する防除の事業に関して、特定外来生物法等防除対策事業といういわゆる交付金によって地方公共団体の支援を行っています。外来魚による生態系に係る被害を抑えるために引き続き予算確保に努めてまいります。また漁業被害の対策予算については別途水産庁で措置されていると理解しています。	
2	密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。 【農水省】 オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物については、特定外来生物法において許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命じることができる等の措置を講じておりまして、この内容については、都道府県及び関係団体に周知しています。河川や湖沼における特定外来生物の密放流は、漁業関係者のほか釣り人のような方々をはじめとする一般国民からの情報提供によって明らかになる場合が多いことから、水産庁ではリーフレットをリニューアルして、一般の釣り人の多く集まるイベント・講習会、あるいは全国の釣具店で配布するなど特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところ。引き続き環境省と連携しましてこれらの方々や関係団体の協力が得られるように外来生物法の普及・啓発を推進していこうと考えています。 【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合には、管理者はその必要に応じて警察等と連携して適切に対処してきており、今後も同様に対処してまいります。また違法放流対策を目的として、環境省がオオクチバス等の防除をしている湖沼がありますが、そちらでは違法放流の防止のために、監視カメラの整備、注意看板の設置、普及啓発等を行っております。違法放流防止のためには、こういった取り組みに加えて、外来生物問題に関する一般の方の理解の向上や、取り締まりの強化、警察との協力体制の確保等が必要です。また市民の皆様目による監視も必要であり、効果的だと考えておりますので、引き続き地方公共団体、警察、民間企業、民間団体と連携して普及啓発に努めてまいりたいと思っております。漁業関係者におかれましては、情報等を入手されましたら、環境省の地方環境事務所や、水産庁、警察に積極的な情報共有をお願いいたします。	密放流行為を防止する禁止などの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を引き続き講ずること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。	【農水省】 漁業権の設定されていないダム等において適切な外来魚駆除等が実施されるよう引き続き外来魚の防除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布周知を進めてまいりたいと思います。また内水面漁業に被害を及ぼす外来生物の駆除については、関係する都道府県や内水面漁協等と連携し、内水面水産資源被害対策事業により対策を実施していきたいと考えています。 【国交省】 私ども河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来生物の防除や、あるいはその除去等に取り組んでいるところです。また地方自治体あるいは漁業協同組合の方々とも連携をしながら、注意喚起の看板や外来魚の回収ボックスの設置、そして外来魚対策に関する学習会や、その駆除のイベントの実施等に取り組んでいるところです。さらに平成25年の取り組みではありませんが、河川における外来魚対策の事例集というものを作成して、ダムの管理者にも周知をしているところです。このようなことを進めながら引き続き取り組んでいくことを考えています。 【環境省】 令和4年の9月に閣議決定した特定外来生物基本方針において、施設の管理者はその施設を適切に管理する責任を有していますので、その特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための積極的な取り組みが期待されると明記されています。これを踏まえ、ダムやため池等を含む施設の管理者の方に積極的に外来魚対策を行っていただけるよう、現在、「外来種被害防止行動計画」という、国、地方公共団体、事業者の方、ダム管理者の方いろんな方が、どのように外来生物対策をしていけばいいかということを書き記述している行動計画というアクションプランを、現在改定しております。その中にもしっかり書き込むことによって普及啓発をしていこうと考えています。 また外来生物が新たな水域で発見されたときの対応に関しては、漁業被害の対策であれば水産庁になりますが、生態系の被害は環境省として、生態系被害防止外来種リスト等による普及啓発等も行っています。 このように、生態系の被害の大きさに応じた対策をしていき、そして国民の皆様にも、よく周知していくことを考えています。	漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。 ※R6年度と同一

Ⅱ 鳥類による食害対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権938件中532件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものますます深刻な問題となっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。 このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。	【農水省】 カワウ被害対策強化の考え方について、平成26年の4月に環境省と農林水産省の方で示したこの考え方を踏まえてこれまで対策を実施してきており、成果と課題を分析し、令和6年5月に新たに目標を見直して公表したところです。その新たな考え方において、漁業被害を低減する捕獲・繁殖抑制対策を強化することで令和10年度までに被害を与えるカワウの個体数の半減を目指すこととしており、引き続き、環境省や広域協議会等とも連携して、目標に向け取り組みを進めていく所存です。 【環境省】 平成29年以降増加傾向にあることは承知しておりまして、環境省は水産庁と本年5月に半減目標年度の令和10年度に向けてさらなる対策の強化を図っていくとしたところです。具体的には、これまでの取り組みを踏まえて、シャープシューティングによる集中的・効果的な対策、親鳥捕獲を実施していきます。 銃器使用が困難な場所でもその実態把握、実証を続けていきます。さらにドローンによる孵化率低減や、巣立ちの雛捕獲による繁殖抑制をしていくことを掲げています。具体的には、今年度から環境省は滋賀県と協力して、滋賀県高島市のカワウの大規模繁殖地でシャープシューティングの実証事業による効果的な捕獲を今年度から始めたところです。そのような対策も水産庁と連携して行うと考えているところです。	カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。は達成できず令和10年度に見直されました。 このためことから、これまでの取組等を検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。で判明した課題(銃器使用の制限緩和など)への対策を図ることで、カワウの個体数を調整・管理をするより実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。 また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。

R6年度提案		回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2	サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。 また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	【農水省】 水産庁では平成29年度より先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業を実施しています。本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環としてドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止対策等の技術について、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しているところです。このような技術情報の一部はサギ類等にも活用可能であると考えています。 【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターいうところがあり、こちらで全国で鳥類繁殖分布調査等を実施して繁殖状況を把握しています。ちなみ傾向としてはアオサギにはかなり拡大し、一方でコサギやアマサギはほどほどだと承知しています。内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。 また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。 ※R6年度と同文
3	健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	【農水省】 水産庁ではカワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、内水面水産資源被害対策事業のうち内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においてもカワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を措置しているところ、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。 【環境省】 内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 ※R6年度と同文

Ⅲ 魚病対策について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます図られました。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されている確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場においてで漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。	【農水省】 平成23年12月にアユ疾病に関する防疫指針を策定していきまして、それに基づいて天然の河川湖沼での病原体の蔓延防止、養殖場における疾病の被害の防止の対策を講じてきているところです。また食品安全政策課というところの事業になりますが、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という事業がありまして、そこで国内主要養殖業の重要疾病のリスク管理技術の開発というテーマで令和元年から5年まで研究事業をやっています。アユだと異形細胞性鰓病の診断治療マニュアルの改訂や、ラッシュ病の診断マニュアルみたいなものも作成して、本年7月末以降事業のクロージングに手間取るとちょっと遅くなるかもしれませんが、ホームページに公表する予定にしているところです。 冷水病につきましては令和5年に天然水域で18都道府県、養殖場では12都道府県で発生しています。平成13年から15年ごろのピークに比べれば低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。またエドワジエライクタルリ感染症につきまして、令和5年ですと天然確認6件、アユ放流事業で2件、養殖場1件で保菌が確認されていきまして、引き続き発生状況を注視していく必要があると考えています。河川環境中での保菌開始時期や感染源に関する知見等については平成31年度より魚類防疫技術等を取りまとめていまして水産資源保護協会のホームページで公表しているところです。 冷水病およびエドワジエライクタルリ感染症の治療薬は平成29年にフロルフェニコール製剤の効能拡大が承認され、現場でお使いいただいているものと承知しています。環境DNA技術解析などの技術を用いた河川内での原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、また関係県と議論を深めてまいりたいと考えています。	アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を<u>継続的に引き続き</u>実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。
2 KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取り組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。	【農水省】 KHVの近年の発生件数は、我が国で初めてKHVが確認された当時に比べて大幅に減少しているところです。令和5年においては、既発生水域の養殖場から66施設の養殖場や加工場に818tの食用コイが移動したと承知しています。また関係都道府県からの要望を受けて、平成30年度より国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において、コイ放流試験技術連絡協議会が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染魚を用いた既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて継続して知見の収集を行うことが必要であるとされており、状況を注視していきたいと思っています。 ただ未報告水域や陰性確認水系の蔓延防止のため今後も関係の皆さんにおかれましては県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移殖・持ち出しの禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いします。	KHV病発生から20年が経過している。<u>ことから</u>、感染水域の拡大によ<u>って</u>深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた<u>取り組みについて</u>、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。
3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。	【農水省】 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するために水産防疫対策委託事業によって研究段階での基礎的な試験等を実施するとともに、希少疾病等動物用医薬品実用促進のための動物用医薬品対策事業、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により開発段階での承認申請の資料作成に必要な試験等の取り組みを進めているところです。去年の7月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取り扱いについて」との局長通知を改正し、承認できるワクチンにDNAワクチンやサブユニットワクチンといった新しいタイプのワクチンを追加したところです。 さらに、魚種をまとめたワクチンの承認についても検討してまいりますし、作りたいと考えています。	現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発<u>では</u>、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。では<u>進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正されました。</u><u>このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</u> <u>しかしながら、内水面漁業で扱う魚種は少ないため、使用可能な医薬品も非常に少ない現状にあり、効能拡大による医薬品の頻回使用は薬剤耐性リスクもあることから、使用可能な多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</u>

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】 平成9年にの河川法が改正されで、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成令和3年6月には森林・林業基本計画が、更に平成令和4年3月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されておりいます。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正されで、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されておりいます。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。	【農水省】 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。 また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。また林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において、森林整備保全を行う漁場保全の森作り事業にも取り組んでいるところです。さらに森林計画制度のもとで市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能、土壌保全機能や森林涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届け出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施業を確保しています。 伐採造林届出制度においては令和4年度より適正な伐採と更新、更新というのは木を伐った後、また改めて苗木を植えて森作りを行うことですが、それらの確保のため伐採後の報告の追加等に取り組んでいるところです。加えて、漁場の方に土砂および流木等の流入が発生した場合には、まずは河川管理者へご相談していただきたいところですが、水産庁の事業である水産多面的機能発揮対策事業での対応も可能です。今後ともこれらの事業の推進や適切な運用により森林の有する水源涵養機能の維持増進および土砂や流木の流出防止の対策に努めていきたいと考えています。 【国交省】 河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保そして多自然等の取り組みを引き続き進めていきまして、河川環境の保全にこれからも努めていきます。また河川管理上支障となる場合においては土砂および流木等の除去に努めているところです。 河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから正常な流水の正常な機能を維持するための補給を行っている。またそれに加えて必要に応じて関係機関と連携して、水利用の調整に取り組んでいるところです。さらに一部のダムにおいてはダムの下流河川の環境改善を目的として、地元の関係者、学識者等から成る検討会を設置の上、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で調節容量の一部に流水を溜めまして、それを効果的に放流するという弾力的な運用を実施しているところです。こういった取り組みを引き続きモニタリング、様々な検討を踏まえながら進めていくところです。そしてもう一つ、我々を取り巻く状況もいろいろ変化が出てきている、気候変動しかり、かたや例えば民間企業のようなところが最近、環境問題に非常に熱心に取り組み始めているところもあります。そういった状況の変化を踏まえて、今後さらにこの河川環境全般についての取り組みを強化していくことを目指して、今年の2月から生物の生息・生育・繁殖の場所としてもふさわしい河川整備のあり方について検討会を開催して、この5月に、その有識者による提言を取りまとめていただいたところです。その提言には、河川環境を今後より良くなっていくためのことを全般的なことが書かれており、これを踏まえて、我々としても河川環境全体の総合的な取り組みを強化、加速化していきたいと考えているところです。	河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、<u>水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発</u>等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく<u>魚類</u>の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。速やかに国は水産生物への影響を的確に調査するとともに実効性のある対策を講じること。	【農水省】 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料については、使用後の被覆殻が圃場から流出し、河川に流出することにより環境汚染の要因になっているという点については承知しています。これに対応し、全国においてプラスチックの流出実態調査を実施してきたところですが、令和5年度にも、同様の実態調査を実施しており、一定程度の成果が得られています。これに加えて、全農等をはじめとした事業関係団体が、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業に方向転換することを目標とし、達成に向けた取組内容を公表しており、我々としても技術の周知や、現場への取組について後押しをしてまいりたいと考えています。 農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省が担当しますが、河川等の水生生物に被害が生じないよう、登録基準というものを設定しておりまして、それに基づいて管理しているところです。定められた使用方法を守って農家が使用していただく限り、問題が生じることはないものと考えています。なお農薬取締法において、最新の科学的知見に基づきまして全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入して、現在、順次再評価の手続きを進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても改めて評価を行うこととなっています。再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。 【環境省】 陸水生物の保全に関する環境基準や排水基準の設定については、科学的な知見等の収集に努めて検討してまいりたいと考えているところです。特に湖沼については、ずっと有機汚濁の影響があります。有機汚濁の指標としてCODというものが使われておりますけれども、環境基準達成をした水域は最新の情報で5割であり、河川の9割、海域の8割と比べて低いような状況です。また湖沼については閉鎖性水域だという事情もありますので、窒素・リンによって富栄養化しやすいという状況があると認識しています。アオコ等の発生によって水道の異臭や水産物の被害等大きな支障が生じています。このため平成28年3月に、底層を利用する水生生物の個体群の維持、場の保全再生を目的とした底層溶存酸素量(底層DO)の基準を新しく湖沼や海域の環境基準項目として設定しまして、これまでに複数の湖沼や海域で類型の指定をしたところです。引き続き関係機関と連携して、生物の生息環境評価や維持回復を目指すような施策を水域ごとに地域の特性に応じて実施したいと考えています。 農薬については、農薬取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康、さらに環境に対する安全性が確認された上で、農林水産大臣による登録を受けなければ販売等ができない。そういった制度の中で我々環境省は、環境保全の観点から個別の農薬について魚類、甲殻類等、藻類等のいわゆる生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で登録を完了判断する基準というものを定めています。また現在既に登録されている農薬について、その最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き農薬の安全確保に努めていきたいと考えています。 徐放性の肥料等被覆膜としてのプラスチックについて、環境省ではその流出実態を把握するための研究の支援をすると同時に、河川で調査を行っています。ただ我々が調査できる地点には限りがあるので、河川のマイクロプラスチックの調査のガイドラインを作成し、今年から地方の環境研究所等でしてもらえよう研修事業を行い、それぞれの地域で実態把握してもらえよう工夫をしています。こちらも引き続き研究の支援と調査、調査を促進する取組をしていきたいと思っています。	水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特にまた、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。ことを踏まえて、速やかに国は水産生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに実効性のある対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
3 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。	【農水省】 土地改良事業によって河川工作物である頭首工の新設または更新を行う際に、土地改良法に定められた環境との調和への配慮、これを踏まえて、当該河川に生息する魚類等の遡上・降下できるような魚道の整備に努めてまいります。また魚道が未整備、または設置されているけども河川の流木・損傷、河床の低下などによって、魚類の遡上に障害になっているような頭首工に関しては都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っているところです。災害復旧を行う際には自然の保全に配慮したという工法によって復旧することが可能であり頭首工を原形復旧することが、魚類の遡上に影響を与える場合には魚道の新設することが可能となっています。今後とも水生生物の生育に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行い、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えています。 【国交省】 今の河川行政の中では、この近年の頻発化、激甚化する水災害を踏まえて、治水に関する計画については、将来の気候変動を考慮した目標値を設定して、対策の強化を図っているところです。今その計画の見直しも順次進めているところでございます。当然その河川整備や改修の実施にあたっては、これまでも当然取り組んできたことでありますが、魚類にとっても良好な河川環境となるように、川が本来有している生物の生息繁殖環境を保全、創出するということが、多自然川づくりを進めているところです。 また災害復旧事業におきましても、多自然川づくりということで、美しい山河を守る災害復旧基本方針を定めまして、その運用を図っているところです。引き続き学識経験者や地域の関係者のご意見も踏まえながら、この多自然川づくりを通じて、生物の生息を見つつ、繁殖環境の保全に取り組んでいきたいと考えております。	近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
4 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。	【国交省】 河川管理者としては、河川管理上の支障となるという場合に外来植物の防除、除去に取り組んでいるというケースがございます。引き続き地元の市町村ですとか、あるいは都道府県関係部局と連携しながら、その外来植物への対策に取り組んでいく所存です。 【環境省】 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサについては、特定外来生物の指定を受けておりませんが、現時点で環境省が直ちに何らかの対策を取るとことは困難です。ただオオカナダモについては「生態系被害防止外来種リスト」に含まれており、これにより、捨てない、広げないという適切な行動を広く国民の皆様と呼びかけています。最近だと皆様ナガエツルノゲイトウとかオオバナミズキンバイこういったものを結構気にされていると思いますが、「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」を作って、それを最近更新したものがホームページに載っていますが、こういったものも、皆様に活用いただいています。	オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖拡大は、河川湖沼の在来生態系への脅威となるのみならずだけでなく、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題である深刻な問題となっている。 このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除除去・防除方法の開発を進め、その異常繁殖拡大の防止に努め向けて、関係者と連携して除去対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
5 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。	【国交省】 各河川事務所におきまして水生生物調査や水質調査等によって現地の学習の機会を提供しているところ。引き続き子供たちが河川で学ぶ機会をもてるように関係機関と連携しながら取り組みを進めていく所存です。また河川管理上必要な場合、アクセスしやすさということですが、関係機関と連携をしながら、河川管理用通路や、あるいはスロープの整備等の水辺にアクセスしやすいような環境の整備にも引き続き取り組んでいきます。河川の利用マナーについては、パンフレットによる啓発や巡視による対策を行っていくという状況です。 【環境省】 昨年6月からアカミミガメとアメリカザリガニを条件付き特定外来生物に指定しました。これによってアカミミガメとアメリカザリガニに対する国民の関心が高まっています。これを好機と捉えまして、我が国本来の自然環境の価値や、これら特定外来生物がもたらすような問題、または、どういうふう適切に取り扱うのか、こういったことを引き続き発信していきたいと思っています。具体的には、チラシやイベント、さらに管理所のWebサイトそしてYouTubeといったSNSです。インフルエンサーとかYouTuber等の影響力の大きい人と一緒に、アメリカザリガニ、アカミミガメ最後まで死ぬまで飼いましょう、獲って来た場合には飼ってもいいけれども絶対逃がしてはいけない、広めてはいけないと、こういったことを普及啓発する等のことを、様々な方々と連携して行っておりますので、こういったことで今後もやっていきたいと考えております。	多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
	【文科省】 豊かな環境を維持創出しながら、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針があります。これらの趣旨に基づきまして、環境省を初めとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところです。大きな動きとして、基本方針の改定を、関係省庁と行っており、この中で、自然体験活動の重要性について改めて認識して強調しています。加えて、体験活動の推進を含めた環境教育の推進に関する事務連絡を同日に発出をしました。環境教育や周知啓発が重要だと考えていまして、メルマガ等の活用、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。さらに関係省庁の環境担当部局に対する説明会等に文部科学省が参画してのESD教育(持続可能な開発のための教育)等、環境教育に関する様々な周知に取り組んでいるところです。引き続き皆様方のお話を伺いながら関係省庁と連携した環境教育の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。 学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきましては、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定していまして、その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところでございます。また学校におけるアカミミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思います。	

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
6 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。	【農水省】 農林水産省の所管ダムでは、下流河川への放流にあたって、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて選択取水などを行っているところ。引き続き地元関係者とも協議しつつ、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応していきたいと考えています。 【国交省】 国交省所管ダムにおいては、必要に応じて対策設備を設置して、特にその洪水の後においては濁水の調査を行っています。引き続き地元の関係の皆様と協議をしながら、設備の運用の改善、あるいはその追加的な対応を検討する等、適切に対応していきたいと考えています。 河床の低下やアーマー化に関しても、ご指摘をいただいています。下流の関係者との調整をしっかりと図っていきながら、ダムの堆積土砂の下流への置き土等による土砂還元の取り組み等を進めているところであり、引き続き取り組んでいく所存です。河川の生物に関しては、ダムの下流も含めて河川水辺の国勢調査においても、モニタリングに努めていく所存です。	濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。	【農水省】 水産庁では令和5年度から資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業において海洋生活期に着目したアユの遡上量予測技術の開発等を進めています。また浜の活力再生成長促進交付金により都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。引き続き、世の中のニーズや研究現場からの提案を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。	天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、により資源量の増減メカニズムを解明すること等によりを図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。
8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。	【環境省】 環境省においては、気候変動適応法に基づきまして、最新の科学的知見を踏まえて、概ね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとしていまして、直近では令和2年12月に公表しました。気候変動の影響の評価については、例えば、農林水産業分野ですとか、健康分野等7分野を対象にしており、次期の影響評価に向けては、内水面漁業も含む農林水産業への影響に関する論文等の科学的知見の収集・整理等を今進めているところです。次の気候変動影響評価の取りまとめについては、令和7年度の冬頃を予定しております。	気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

R6年度提案書		R7年度提案書(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案書(8/23時点)
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	【農水省】 水産庁では原発事故直後から淡水域と海域の両方で水産物中の放射性物質の検査を実施しています。その検査結果については、水産庁ホームページに掲載しています。掲載に加え、2番でも御提案いただいているとおり、様々なイベントなどがあつた際には機会をいただき講演などを行い、一般の方に対し検査結果の周知を行っています。周知を継続する理由は、原発事故直後の状態で情報が止まってしまっている方もいらっしゃるため、そういう方々に現在は放射性物質の濃度は減少しており心配はない旨の情報発信を続ける必要があると考えているためです。降雨等による影響把握については、環境省が実施していると思いますが当然魚だけではなく、餌生物についても研究の対象として放射性物質の濃度の測定を実施しているところです。今後とも関係自治体と連携し、放射性物質の実態把握と、安全な水産物の供給に万全を尽くしてまいります。 【環境省】 淡水魚類については国際放射線防護委員会という科学委員会が定める考え方に従って、メダカについて放射線の影響調査を実施しています。最新の調査では放射線影響を懸念する必要性は低いと考えられる程度の数値になりましたが、影響を長期的に把握するための調査を今後も実施してまいりたいと考えております。	淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。 ※R6年度と同文

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	【農水省】 国民に分かりやすい説明の前段は環境省が回答すると思いますが、水産庁としてもしっかりと丁寧に正確な情報の発信に努めていきたいと思っています。またその検査結果については河川や湖沼の内水面だけではなく海でも水産物中の放射性物質の濃度は、時間の経過とともに減少している状況です。ただし、福島県の一部についてはまだそうになっていないところあるものの、水域における検査結果を積み上げれば出荷制限や出荷自粛の解除は可能であると思っており、栃木県の中禅寺湖では県から相談を受け、解除に向け一緒に取組んでおり、引き続きモニタリングをよろしくお願ひしたいと思っています。漁業の再開に向けては、特に福島県では再開できていないところがありますが、他の地域では放射性物質の濃度は減少しているので出荷制限の解除や漁業を再開したいという要望がありましたら我々に相談いただければと思っています。 【環境省】 河川と湖沼の環境中の放射性物質ということですが、河川と湖沼ということにつきましては一般的に水の遮蔽効果というものがあると考えられています。大体1mの深さで99.9%、その遮蔽ができるということ。こういったこと遮蔽効果があるということから、その周辺の空間線量への寄与は小さいということがわかっています。つきましては、その放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としてはなっていないというのが今の状態です。WEBサイトで、そういった水の遮蔽効果について解説を掲載する等してまいり、これまでも情報発信をしてきていますところではありますが、今後も問い合わせ等があれば、必要な説明を進めていきたいと考えています。	河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。 ※R6年度と同文
3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。	【農水省】 既往の研究としては淡水魚の体内の塩類が、海の魚に比べて高くなっており、そのため海水魚よりも、放射性セシウムを排出しにくいという性質を持っています。国立研究開発法人の水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムの研究ですが、これは魚の筋肉中のセシウムの測定濃度は、餌の濃度以上に上がらないということでしたり、非汚染環境下で飼育することで徐々に回復する、河川ではダムと比較して放射性物質が滞留しにくくなっていることが分かっています。魚類の放射性物質の濃度は低下傾向にありますが、空間線量が高い渓流域では、周辺の陸域からの影響を受けて、比較的高濃度の魚類が確認されています。森林を除染するのはなかなか難しく、そこから供給される昆虫などのエサを食べることによって、その溪流の魚の放射性物質の濃度が高いというのがまだ福島では見られています。 水産物における放射性物質の移行や排出機構の解明については、水産研究・教育機構が研究を行っており、漁業の再開に向け出荷制限解除について関係自治体とも連携して対応しています。研究成果については御協力いただいた団体に報告していますが、先ほども話をさせていただいたとおり、情報発信に力を入れて、研究成果の発信も含め対応していきたいと考えています。	淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、<u>継続して引き続き</u>知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・<u>流通・消費の各段階現場</u>に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を<u>積極的かつ</u>早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行されでは、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体の設立などにより全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
1	ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。	ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。 ※R6年度と同文
【農水省】 平成22年から24年まで連続して不漁となり、養殖池への池入れ数量が大きく減少したことから、水産庁では、平成24年6月にウナギ養殖事業者向けの支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。これをベースとして国際的な取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みの下、中国、韓国、台湾とともに、ウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組んでおり、加えて国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業、ウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源回復を推進しているところです。今後とも国内外の取組みを両輪としまして、ニホンウナギの資源回復の取り組みを進め、資源の回復に努めてまいります。 また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第5種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しています。簡単に言うと産卵に向かうウナギの漁獲量規制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進しているところです。現在自主的な取り組みを含めまして27都県で実施されており、これらの取り組みがより進むように関係者への周知に務めていきたいと考えています。		

R6年度提案書	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。	【農水省】 シラスウナギの流通の透明化の推進と違法採捕に対する対処についてです。シラスウナギの資源管理につきましては、採捕者に対して、採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合にはその出荷先に出荷することの義務付け、これらのことを都道府県に対して助言しているということです。採捕数量の報告徹底されるように、正しく報告をしなかった者に対しましては、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分を強化するよう記載しています。加えて、未報告を発生させる要因の再点検等につきましても、都道府県に検討をお願いし取組の強化を図っています。また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行、あるいはワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化などを求めているところです。改正漁業法におきましては、許可や漁業権に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役または3千万円以下の罰金と大幅に強化され、シラスウナギについては令和5年12月から適用されているところですが、密漁防止対策につきましても各都道府県、海上保安庁、警察庁等の関係機関が関係漁業者と連携して情報共有、漁業者による監視、パトロールなどの総合的な対策を行っているところです。引き続きこのような総合的な密漁対策に取り組んでいきたいと考えています。さらに、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることになって、この法律による漁獲番号や取引記録の伝達などの義務が円滑に履行されるように利便性が高いトレーサビリティシステムを設計、現在開発を行っているところです。引き続き、トレーサビリティシステムの開発及びシラスウナギ流通関係者へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。これらの対策の浸透を図って、シラスウナギの流通の透明化、そしてウナギ資源の管理に取り組んでまいりたいと考えています。	シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるがことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関との連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進するを進めること。
3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では以前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っています。令和2年度からは資源回復のための種苗育成放流手法検討事業を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や産卵回遊の期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。引き続き関係者と連携しつつ、適切な放流手法の確立等に取り組んでまいります。	来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。 ※R6年度と同文
4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。	【農水省】 ウナギについては平成26年度から水産庁委託事業によりまして、人工種苗の大量生産技術の開発を行っているところです。本委託事業を実施するコンソーシアムに委託していますが、その中には静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の各水産研究機関にも加入していただいております。水産機構から親魚養成や種苗飼育についての技術普及を行ってきたところです。そういった状況で、社会実装に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。 ※R6年度と同文

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。 また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。 ※R6年度と同文
R6年度提案書	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。 ※R6年度と同文
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。 ※R6年度と同文

(事務局案)

令和7年度提案項目における重点課題について

回答県名： 茨城県

所属ブロック： 東日本ブロック

項目	提案内容	重点課題	
I. 外来魚対策 重点課題「○」を1つ選択		選択	理由
1	効果的な駆除技術等の開発、対策事業と十分な予算確保	○	チャネルキャットフィッシュの駆除を実施しており、効果的な駆除方法が必要
2	密放流禁止の周知徹底、取締りの強化、予算の確保		
3	漁業権が設定されていないダム等管理者への駆除等対策要請		
II. 鳥類による食害対策 重点課題「○」を1つ選択		選択	理由
1	国主導による実効性のあるカワウ対策の推進	○	県域を越えて生活場所を変えるカワウの存在が明らかになり、広域的な調査や駆除計画の策定が重要
2	サギ類の生息状況等の把握、効率的な防除対策の実用化		
3	漁協等が行うカワウ等駆除の支援事業と予算の充実		
III. 魚病対策 重点課題「○」を1つ選択		選択	理由
1	アユの冷水病等の被害低減に係る対策技術の開発と普及	○	アユは重要種であり、魚病対策技術の開発は必要
2	KHV病既発生の公共用水域における放流等制限解除の基準		
3	効果的な医薬品開発に向けた対策の推進		
IV. 河川湖沼環境の保全・啓発 重点課題「○」を4つ選択		選択	理由
1	流木等除去、水源かん養林整備等の林業関係者への指導・啓発		
2	水生生物に配慮した排水基準の設定、殺虫剤等の影響評価・対策		
3	大規模災害に強い川づくり推進、河川整備等で漁業への影響配慮	○	河川整備等による魚類等への影響が懸念される
4	オオカナダモ・ナガエツルノゲイトウの異常繁殖の原因究明、除去方法開発、対策	○	一部河川でナガエツルノゲイトウの繁殖がみられる
5	内水面漁業の魅力及び自然環境保全の重要性の啓発活動の展開		
6	濁水現象が発生するダムへの対策		
7	アユの効果的な増殖や資源管理のための技術開発	○	アユは重要種であり、増殖や資源管理の技術開発は必要である
8	気候変動が内水面漁業に与える影響に対する適応策の検討	○	夏季の高水温による成熟度など、魚類の再生産への影響が懸念される
V. 放射性物質対策 重点課題「○」を1つ選択		選択	理由
1	放射性物質による汚染の実態把握	○	放射性物質による汚染の実態把握は必要不可欠
2	河川等を除染の対象外とした経緯等の周知		
3	淡水魚の放射性物質低減プロセスの解明の知見の蓄積		
VI. ウナギの資源回復 重点課題「○」を2つ選択		選択	理由
1	各県・関係団体等と連携した資源管理体制の推進		
2	国主導によるシラスウナギの流通の透明化、取締機関との連携		
3	ニホンウナギの調査研究の推進、生息環境の保全・回復	○	ニホンウナギの漁獲量は減少しており、生息環境の保全・回復は必要
4	国主導によるシラスウナギの大量生産技術開発の推進	○	安定した放流種苗の確保が必要
VII. 内水面漁場管理委員会制度 重点課題「○」を1つ選択		選択	理由
1	多年にわたり調整問題を解決してきた内水面委員会制度の堅持	○	今後も調整問題を解決するために内水面委員会制度の堅持は必須
2	内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保		

採捕の許可の更新について

令和6年9月27日

茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第30条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、令和6年12月末に許可の有効期間が満了する以下の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 ぼらまき網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	最高6件
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場内
採捕期間	6月1日～翌年2月末日
許可有効期間	令和4年1月1日～令和6年12月31日

(2) 許可件数の推移 (H28～R6) ※R6年は8月末現在

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
はさき	6	6	6	6	6	6	6	6	6

(3) 採捕状況 ※R6年は9月聞き取りのため、8月末現在の実績

期 間	R4. 6. 1～R5. 2. 28	R5. 6. 1～R6. 2. 29	R6. 6. 1～R6. 8. 31※
採捕日数 (人・日)	—	—	—
採捕重量 (kg)	—	—	—

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

現許可期間中の操業は無かったが、漁業経営の手段として今後、ぼらまき網の操業を行う可能性があるため、採捕許可の更新を要望する。

2 流しさし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	最高86件
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場内
採捕期間	周年
許可有効期間	令和4年1月1日～令和6年12月31日

(2) 許可件数の推移 (H28～R6) ※R6年は8月末現在

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
はさき	73	73	71	68	68	68	64	64	64

(3) 採捕状況 ※R6 年は 9 月聞き取りのため、8 月末現在の実績

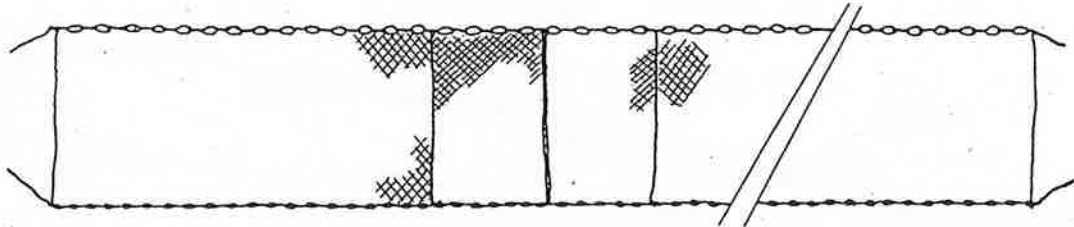
期 間	R4. 1. 1～R4. 12. 31	R5. 1. 1～R5. 12. 31	R6. 1. 1～R6. 8. 31※
採捕日数 (人・日)	—	—	—
採捕重量 (kg)	—	—	—

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

現許可期間中の操業は無かったが、漁業経営の手段として今後、流しさし網の操業を行う可能性があるため、採捕許可の更新を要望する。

ぼらまき網

漁具の構造： 長さ150～200m、網丈2.5mの帯状の網、中央の魚捕網の目合は40mm程度、その他の目合は50mmで、上部には浮子、下部に沈子がついている。



漁法： 2隻の船が、それぞれ片網ずつ持ち、投網時に中央部をつなぎ合わせてから、各船が魚群のまわり投網する。

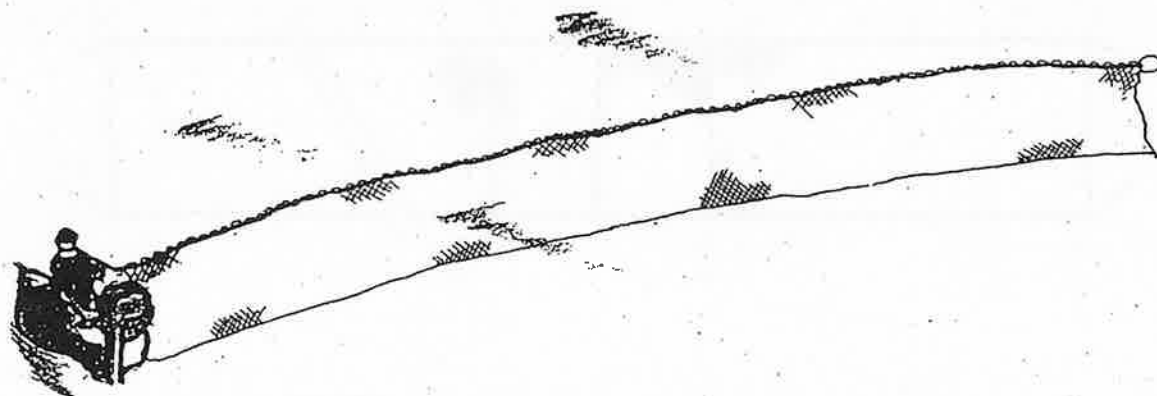
盛漁期：1～2月

対象魚：ぼら

主な漁場：利根川

流しさし網

漁具の構造： 網地はナイロン，テグスのさし網で，網の長さは90m，網丈は6m程度である。
浮子網には，最大径10cmほどの浮子を計270個ほど使用し，重しとして直径3cmほどの沈子を用いる。



漁法： 上流の川岸から流し網の先端に浮標をつけ，網が川を横断するように水中に入れ，下流側に流す。10分ほど流した後，網を揚げて魚を捕りこむ。

漁期：6～9月

主な漁場：利根川

まき網のうちばらまき網による採捕の許可に関する取扱要領

まき網のうちばらまき網(以下「本漁業」という)による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は6件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第1号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、6月1日から翌年2月末日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 他の漁業の妨害をしてはならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成3年11月30日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

さし網のうち流しさし網による採捕の許可に関する取扱要領

さし網のうち流しさし網(以下「本漁業」という)による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は 86 件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第 1 号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 本漁法の採捕を廃止する者がある場合においてその廃止に見合う範囲内で所属組合長から推薦を受けた者

ウ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が 2 件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3 年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第 1 号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 他の漁業の妨害をしてはならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成 3 年 11 月 30 日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和6年度民間による久慈川アユ友釣り教室の取り組みについて

1. 概要

茨城県は全国有数のアユの漁獲量を誇り、釣り人の間でも好釣り場として知られるが、大震災以降アユ遊漁者数が減少しており、県北地域における交流人口へも影響を及ぼしている。

アユ釣りは、主に「友釣り」と呼ばれる独特の方法で行われ、「技術が難しい」「道具が高い」「きっかけがない」など、その他の釣りと比べて始めるのが難しい釣りであることから、県では令和元年度から令和4年度まで久慈川での初心者向けアユ友釣り教室の開催を支援してきた。

令和5年度から民間事業者がマンツーマンのインストラクター指導と道具貸出に加え、それぞれが趣向を凝らした企画を盛り込む形で引き継ぎ、令和6年度も引き続き民間事業者がアユ友釣り教室を開催した。

2. 実施状況

(1) 民間事業者による開催実績

別添のとおり

(2) 参加者、事業者への聞き取り結果

- ・事業者への聞き取りによると、「応募締め切り前に定員に達した」「複数回教室に参加する方がいた」「キャンセル待ちが多数いた回もあった」とのことであり、令和5年度に続き補助なしの条件下でも教室へ参加希望する遊漁者が一定数いることが分かった。
- ・「教室参加後自費で道具をそろえ久慈川に通っている方から、来るたびに連絡をいただいている」とのことであり、本取り組みが少しずつではあるものの着実に遊漁者を増やしていることがうかがえた。
- ・参加者は、県内外からの10代から70代までの個人、家族連れであり、幅広い年齢層であった。
- ・参加者への聞き取りによると、「道具、インストラクターがついての値段としては妥当」とのことであり、本気でアユ友釣りに取り組みたい遊漁者にとっては高くない値段設定であることがうかがえた。
- ・「独り立ちできるまで教室に通いたい」「前からアユ友釣りを始めたい」と思っていて、このような教室を探していた、これを機に始めたい」とのことであり、遊漁者ニーズを満たす取り組みであることがうかがえた。



R6アユ友釣り教室開催実績について（令和6年9月18日時点）

事業者名	実施場所	募集人数・回数	実施日、回数	合計参加人数	参加費	主な内容
（一社）大子町振興公社	大子町 湯の里公園	10名/回×2回	7月20日～21日 8月10日～11日 (1泊2日を2回)	18名	18,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等講義 ・インストラクターを交えたBBQを実施
アウトドアベース大子	大子町 湯の里公園	10名/回×2回	8月14日、24日 (日帰りを2回)	18名	13,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等講義 ・実釣後釣獲アユを使った塩焼き体験を実施（希望者別料金）
LOCALBOOSTER	大子町 湯の里公園	5名/回 回数制限なし	7月20日 8月4日、19日 9月12日、13日、14日 (日帰りを6回)	10名	13,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・日程を設定せず随時募集 ・インストラクターから大子町の暮らし、 魅力についてレクチャー
ホテル鮎亭	常陸大宮市 丸信ドライブイン裏	10名/回×2回	9月14日～9月15日 (台風により1回中止、 1泊2日を1回)	8名	26,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等講義 ・弁当、鮎づくしプランを提供
元気な郷づくり(株)	常陸大宮市 道の駅常陸大宮裏	5名/回×2回	9月22日、29日 (日帰り2回を予定)	9名を予定	13,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等講義 ・弁当、飲み物の他、記念品の帽子 プレゼント

* R4補助事業下では、2事業主体、20名/人/回、3回/主体、参加費3千円で100名参加のところ、県補助事業なし実費負担下では、R5は62名参加、R6は63名が参加予定